

宇治市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和3年4月28日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

- 1 監査の結果を公表した日  
令和3年3月31日（宇治市監査委員公表第7号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 都市整備部 都市計画課

監査期間 令和3年1月4日～令和3年2月24日

監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1 証明手数料収入状況について 前回定期監査において、窓口で領収した現金の指定金融機関等への入金に遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。適正な事務の執行を強く求める。	課内会議にて事例報告し、調定事務を行う職員と手数料収入する職員が密に連携するよう指導しました。令和3年3月以降、窓口で領収した現金等は金庫で保管後、翌営業日までに指定金融機関に入金しております。
2 冊子等売却等収入状況について 前回定期監査等において、窓口で領収した現金の指定金融機関等への入金に遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。早急な事務の改善を強く求める。	課内会議にて事例報告し、調定事務を行う職員と手数料収入する職員が密に連携するよう指導しました。令和3年3月以降、窓口で領収した現金等は金庫で保管後、2～3日のうちに指定金融機関に入金しております。